

川崎市選挙管理委員会告示第14号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和7年10月12日

川崎市選挙管理委員会
委員長 廣 田 健 一

（別紙省略）